

佐賀県訓令甲第十三号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

別表第三の医務課の診療放射線技師法、歯科衛生士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、歯科技工士法、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に関する事務の項の事務の種類欄中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項の課長専決事務の欄の第三号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項の課長専決事務の欄の第五号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改め、同表の雇用労働課の勤労者福祉会館に関する事務の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の雇用労働課の勤労者福祉会館に関する事務の項を削る改正規定は平成二十一年七月一日から、同表の医務課の診療放射線技師法、歯科衛生士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、歯科技工士法、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に関する事務の項の課長専決事務の欄の第五号の改正規定は平成二十一年九月一日から施行する。